

郡山市肝炎ウイルス検査実施要領

平成20年6月2日制定
平成27年4月1日一部改正
[保健福祉部保健所保健・感染症課]

1 目的

ウイルス性肝炎の検査を実施することにより、ウイルス性肝炎の予防及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2 実施方法

- (1) 郡山市HIV抗体検査実施と同時に実施する。
- (2) 肝炎ウイルス検査単独で随時実施する。

3 実施場所

郡山市保健所

4 対象者

肝炎ウイルスに感染した可能性の高い者とする（年齢、居住地は問わない）。

5 検査料金

無料とする。

6 検査内容

- (1) C型肝炎ウイルス検査
- (2) B型肝炎ウイルス検査

7 検査方法

実施手順として別に定める。

8 その他

この要領に定めるもののほか、肝炎ウイルス検査の実施に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。